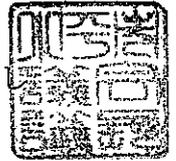




平議発第114号  
令和5年12月20日

小平市長 小林 洋子 殿

小平市議会議長 松岡 あつ



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和6年1月10日までをお願いいたします。

令和5年12月20日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

会派名 政和会  
会派代表者名 比留間洋一  
質問者名 外山まなみ

### 文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

#### 1 質問項目

- 1、小林洋子市長は小平市史上初の決算不認定の事実をどのように受け止めているのか。
- 2、小林洋子市長は小平市史上初の決算不認定の理由をどのように受け止めているのか。
- 3、決算不認定を受けて次回以降の予算編成、予算の執行、議会への説明などにどのような影響があると考えているのか。それぞれの市の見解は。
- 4、総務省の公表資料である「決算不認定に関する調」では①不認定の理由、②長による必要と認める措置の実施状況、③議会報告日、④公表日を記載することとしている。市長として、これらの記載事項についてどのような記載をするつもりなのか。
- 5、決算の認定については、地方自治法第233条第7項に「普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」とあるが、これを受けて市長はどのような対応をするのか。
- 6、4の①から④をいつまでに決めるのか。
- 7、4の②に関して措置を講じなかった場合、次回以降の予算編成、予算の執行にどのような影響があると考えているのか。それぞれの市の見解は。
- 8、4の②に関して措置を講じなかった場合、その理由を議会へ説明するのか。

#### 2 質問の理由及び趣旨

決算の認定は、地方自治法第96条において普通地方公共団体の議会の議決事件に定められており、議会による審査を受けなければならないとされている。議案第75号、令和4年度小平市一般会計歳入歳出決算の認定については、一般会計決算特別委員会（10月10日～12日）で審査が行われた結果「不認定」となり、その後、12月定例会初日の採決においても挙手少数で「不認定」となった。小平市議会事務局によると小平市史上初めて、決算は「不認定」となったとのことである。更に地方自治法第233条第7項では、「普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」とされている。以上を踏まえて令和4年度小平市一般会計歳入歳出決算が認定されなかったことへの今後の対応を問う。

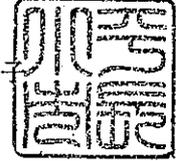


平企財収第235号

令和6年1月10日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市長 小林 洋



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による外山まなみ議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 決算不認定は、本市においては初の事態であると認識しており、重く受け止めております。
- 2 決算不認定の理由につきましては、令和5年12月定例会初日における討論におきまして、多岐にわたる様々な御意見があったものと受け止めております。
- 3 これまで、決算を認定いただいた場合におきましても、議会における決算審議の過程や討論においていただいた様々な御意見について受け止め、検討や考慮などを行いながら、次の予算編成や予算執行、また議会への説明を行うよう努めてまいりました。

したがって、基本的にはこれまでと同様に行っていくものと認識しておりますが、1で述べたとおり、不認定の議決は重いものと受け止めており、予算編成における事業の検討や予算執行に際しての様々な取組に生かすようより一層努めるとともに、これらについて御理解を得られるよう必要な説明を行ってまいりたいと考えております。

- 4 現時点でどのように記載するか決めてはおりませんが、①不認定の理由につきましては、2で述べたとおり、多岐にわたる様々な御意見があったものと受け止めておりますので、その旨を記載することが考えられます。

また、②長による必要と認める措置の実施状況、③議会報告日、④公表日の各項目につきましては、今後の対応に応じた内容で記載を行うことになるものと認識しております。

なお、総務省による令和4年度決算に関する調査が行われる時期は、令和7年度以降になると想定しております。

- 5 現在、討論の内容や決算の不認定を受けた他の自治体における措置の有無の事例などを踏まえ、地方自治法第233条第7項の規定に基づく措置を行うかどうかを含めて検討を行っております。
- 6 5で述べたとおり、地方自治法第233条第7項の規定に基づく措置を行うかどうかについて検討を行っている段階であり、現時点で特段の期限は定めておりません。
- 7 地方自治法第233条第7項の規定に基づく措置を講じるかどうかに関わらず、3で述べたとおり、これまでと同様、議会における決算審議の過程や討論においていただいた様々な御意見を受け止め、次の予算編成における事業の検討や予算執行に際しての様々な取組に生

かすよう努めてまいります。

8 5で述べたとおり、現在、地方自治法第233条第7項の規定に基づく措置を行うかどうかの検討を行っている段階ですが、現時点では、措置を行わないことそのものについての報告は想定しておりません。